

広島県告示第五百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十八年九月十五日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年九月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

呉平谷線

三 道路の区域

区 間		新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
新	旧				
六四・〇〇	一六・八〇	七・〇〇	八・八〇	四〇二・四〇	
〇〇	〇〇		〇〇	四〇	
					拡幅

呉市焼山町字此原七二〇番一四地先から
呉市焼山此原町七〇五番一地先まで